

岩手県告示第953号

平成27年11月10日付け岩手県報第11527号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成27年岩手県告示第888号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成27年12月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 一関市巖美町字横森125の184、125の240、125の327
- (2) 所在が不分明である通知の相手方 石川養二郎、黒澤馨三、小岩種雄、小岩庄七、小岩弥五郎、佐藤かつえ、佐藤熊吉、佐藤五三郎、佐藤貞秀、佐藤丞三郎、佐藤敏男、佐藤満芳、佐藤要雄、槻山菊太郎

2 通知の内容を掲示した場所 一関市役所